

⑧ 獣医師の任務

甲 号証	標 目	原本・ 写し	作成年月日	作成者・発行社	要 点
32	小動物の臨床薬理学 (抜粋) p329～330 動物医 療における医薬品	写し	H15. 4. 30	著者:尾崎博、 西村亮平 文永堂出版(株)発行	添付文書からはずれて使用したことで医療事故 が生じた場合は、獣医師の責任が問われる。
	p335～337 薬に関するイ ンフォームド・コンセント				治療の中心となる薬についての十分な説明は、医 療事故を防止する上で重要である。 薬は機能を無理矢理変えようとする異物である ため、使用法や使用量を誤れば副作用が出る。
78	獣医内科学小動物編 日本獣医内科学アカデミ ー編 (抜粋) p5～6, 10～ 14 検査とインフォームド・ コンセント	写し	H17. 5. 25	監修:辻本元 文永堂出版(株)発行	獣医師法は、診療した時には必ず記録簿を作成 し、3年間保存することを義務づけている。 獣医師は常に診断や知見とその根拠、治療方法、 治療の目的と効果、予後の見通しについて飼い主 に説明し、同意を得ていくことが必要不可欠。
87	小動物ハンドブック (抜粋) p6～8 獣医師の任務	写し	H18. 12. 10	編集:高橋英司 (株)朝倉書店発行	獣医師は、飼育者に対して十分説明を行ったうえ で了解を得て治療などを行う(インフォームドコ ンセントを行う)とともに、診療簿などの診療情 報を積極的に開示すること。 飼育動物の診療は、獣医師でなければ行うことが できない。
	p9～16 獣医師法、獣医 療法				獣医師法には獣医師の義務と禁止事項が規定さ れ、獣医療法には診療施設開設者の義務、管理者 の遵守事項、広告の制限が規定されている。 飼育動物に対するX線診療は、獣医師以外の者が 行うことはできない。

平成22年12月8日 上告人(申立人)作成